

多様な大都市制度の早期実現を求める意見書

指定都市は、基礎自治体としての「現場力」と、大都市としての「総合力」を併せ持っているが、その特性は都市により様々であり、現行の指定都市制度のままでは、果たすべき役割を十分に発揮することが困難になりつつあるとの危機感のもと、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指して、模索が続けられている。

中でも特別市制度は、自立した大都市経営を実現するものであり、市域における事務を一元的に担うことで、道府県との二重行政を解消し、市民サービスの向上が図られるだけでなく、東京一極集中の是正や国際競争力の強化にも繋がり、日本の成長のエンジン役となることが期待されるものである。

特別市制度の創設については、これまでも、指定都市市長会や全国市議会議長会指定都市協議会等による機運醸成の取組や要望活動が行われてきたほか、近年では、本市を含む神奈川県内の三つの指定都市が、法制化に向けての連携した取組を進めてきたところである。

一方、国においては、議論や検討が十分とはいえない状況が続いていた中で、令和6年12月からは、総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理や対応の方策について幅広く議論を行うこととしており、国はこの動きを着実に進め、真の分権型社会の到来に繋げていく必要がある。

よって、本市議会は、地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、国において議論を加速させ、特別市の法制化によって多様な大都市制度の早期実現を図るよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て